

# 復興特区支援利子補給金（復興庁復興特区班）

29年度予算額 18.91億円【復興】

（28年度予算額 19.20億円）

## 東日本大震災復興特別区域制度

東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月公布・施行）に基づき、地方公共団体が作成する産業の集積及び活性化等を図るための復興推進計画に対し、内閣総理大臣が認定。

### 復興推進計画

#### 税制上の特例

事業者による設備投資、雇用等に係る税制特例  
 (例) 機械に係る特別償却  
 福島県: 即時償却 (H29～H32)  
 福島県以外: 50% (H29～H30)  
                   34% (H31～H32)  
 ○28計画 (H29. 3末)  
 ○指定事業者3, 510  
 (数値は速報値H29. 3末)

#### 金融上の特例

事業者による民間金融機関からの借入れに対する利子補給  
 ○151計画 (H29. 3末)  
 ○事業者数151 (H29. 3末)

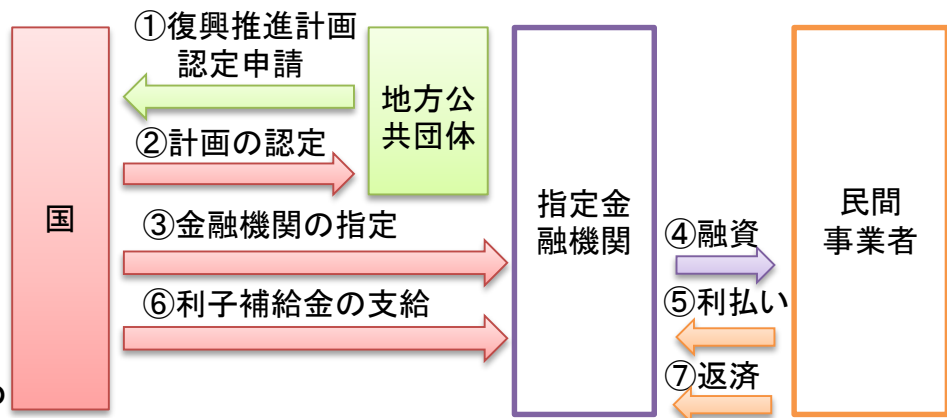
#### 規制等の特例

住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の分野における規制、手続の特例  
 ○40計画 (H29. 3末)

## 対象事業の主な要件

- 雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興に資する事業のうち、中核となる事業を対象
- 対象地域：東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域（ただし、福島県の場合は全域）
  - 融資額：3億円以上、100億円以下
  - 利子補給率：【中小企業】貸付金利（上限0.7%）  
                   【上記以外の者】貸付金利×0.8（上限0.7%）
  - 借入期間：5年以上
  - 融資額に応じた新規雇用の創出（最低3名以上）
  - 対象事業者の売上又は従業員数が立地先市町村内で一定規模以上を占めること 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の復興に資する経済的社会的効果を促進
- 利子補給金制度は、民間金融機関による融資・審査機能を活用した制度であり、比較的低い財政負担で必要な事業を促進する制度

## 対象事業者数の実績

平成29年3末時点

～24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
25	32	35	28	31	151

# 東日本大震災の被災地への企業立地について

被災地への企業立地には、**非常に優遇された立地支援**があります。

は福島県向け支援措置

## 新規立地・増設に対する支援 —— 企業立地補助金

- \* 新規立地・増設に際して、企業立地補助金による強力な支援を受けられます。
  - ◇ 初期の工場立地(新規立地・増設)に係る経費※1を、原則、**最大30億円まで支援**。
  - ◇ 優遇された補助率 —— **補助率最大3/4**。 ※1: 用地取得費、設備投資費用、建屋建設費用等
- \* 福島県の避難指示区域等については、**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が創設**され、**補助対象が卸・小売業等まで拡大されたほか、社宅の整備も可能**となりました。

補助金※2	対象地域	補助対象・業種	補助率	
			中小企業	大企業
自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (福島県の原子力災害被災12市町村向け)	避難解除区域(解除後1年以内)、避難指示解除準備区域、居住制限区域等	対象: 土地、建物、設備、社宅等 業種: 製造業、物流施設、卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業等	3/4以内	2/3以内
	避難解除区域(解除後1年超)	<次回募集予定時期: 平成29年6月上旬~9月上旬(見込み)>	2/3以内	1/2以内
ふくしま企業立地補助金 (福島県のその他の市町村向け)	津波浸水地域(いわき市、相馬市、新地町等)	対象: 設備 業種: 製造業	1/2以内	1/3以内
	その他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)	<次回募集予定時期: 未定>	1/3以内	1/4以内
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災地向け)	岩手県・宮城県・福島県の津波浸水地域、茨城県北茨城市	対象: 土地、建物、設備等 業種: 製造業、物流施設等	1/2以内	1/3以内
	福島県(避難指示区域等を除く)のその他の地域(福島市、郡山市、会津若松市等)	<現在募集中(平成29年2月15日~5月15日)>	1/3以内	1/4以内
	青森県・茨城県の津波浸水地域		1/4以内	1/5以内

※2 これらの補助金の活用のためには、投資額に応じ、新規に地元の者を一定数雇用していただくことが必要となります。

## 雇入れに対する支援 —— 事業復興型雇用確保事業

- \* 産業政策と一体となつて行う被災3県求職者の雇入れについて、助成金が受けられます。
  - ◇ **1人当たり最大225万円、1事業所2,000万円を上限**に支給
- \* 被災地外の求職者も含めた雇入れについて、住宅支援費の助成金が受けられます。
  - ◇ **年額240万円(補助率3/4)まで**、1年ごとに最大3回支給

補助金	対象地域	1人当たり上限額	1事業所当たり上限額	補助率
雇入費助成	福島県の15市町村(12市町村、いわき市、相馬市、新地町)	225万円 (3年間の合計)	2,000万円 (3年間の合計)	定額
	岩手県の沿岸部、宮城県の沿岸部、福島県(15市町村を除く)	120万円 (3年間の合計)	2,000万円 (3年間の合計)	定額
住宅支援費助成 (平成29年4月から)	岩手県の沿岸部、宮城県の沿岸部、福島県	—	240万円 (1年)	3/4

## 原子力災害被災地域での新規創業支援

- \* 福島県の原子力災害被災12市町村での創業や12市町村外からの事業展開に係る経費(設備投資等)を支援します。

事業名	対象地域	補助率	上限額
原子力災害被災地域における創業等支援事業	福島県の12市町村 <次回募集予定時期:未定>	2/3以内	300万円

## 福島イノベーション・コースト構想の具体化 —— 実用化開発支援

- \* 福島県の15市町村(12市町村、いわき市、相馬市、新地町)におけるイノベーション・コースト構想の重点分野に係る民間企業等の実用化開発等に対して支援を行います。

事業名	対象地域・事業	補助率	
		中小企業	大企業
地域復興実用化開発等促進事業	福島県の15市町村において実施される実用化開発等※ <次回募集予定時期:未定>	2/3以内	1/2以内

※ 15市町村域外の企業は、15市町村域内の企業等と連携して実施する場合があります。

## 税制・金融上の特例措置

- \* 被災地で工場等の新增設や雇用を行う場合、税制・金融上の特例※1が受けられます。

※1 復興特区法による税制上の特例は平成32年度まで

## 【国税】

特例※2	対象地域※3	概要
①設備投資に係る特例 (機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除)	福島県	特別償却(25%~即時償却) 又は 税額控除(8~15%)
	福島県以外	特別償却(~H31.3.31:25~50%、H31.4.1~H33.3.31:17~34%) 又は 税額控除(~H31.3.31:8~15%、H31.4.1~H33.3.31:6~10%)
②雇用に係る特例 (被災雇用者等を雇用した場合の税額控除(5年間))	福島県	税額控除10%(避難解除区域等※4は20%)
	福島県以外	税額控除(~H31.3.31:10%、H31.4.1~H33.3.31:7%)
③新規立地促進税制	福島県	避難解除区域等における事業再開の準備金積立額の損金算入及び再投資時の特別償却
	被災地	新設法人の準備金積立額の損金算入及び再投資時の特別償却
④研究開発に係る特例	被災地	開発研究用資産を取得した場合の特別償却及び税額控除

※2 ①②③は、いずれか選択適用。

※3 復興特区法に基づき地方公共団体が設定した「復興産業集積区域」(工業団地等)への立地かつ指定した業種に限ります。

また、福島県における避難解除区域等(居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域)については、福島特措法に基づき福島県知事による認定若しくは確認を受けた事業者かつ指定した業種に限ります。

※4 居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難解除区域。

## 【地方税】

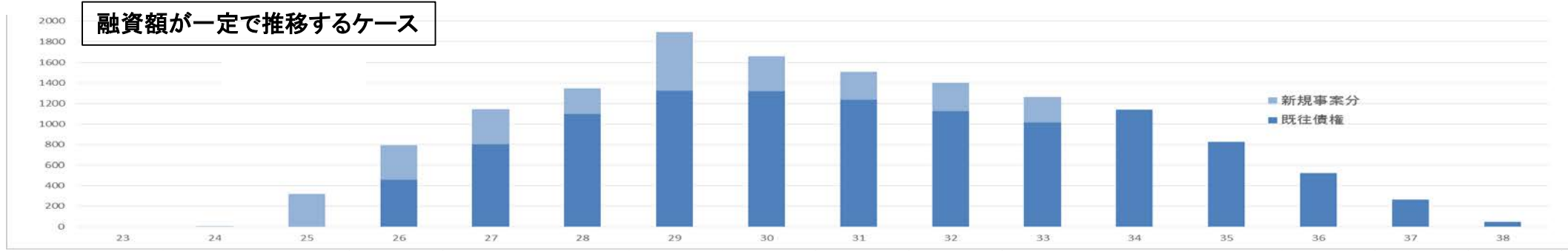
(地方税の課税の特例については、各地方公共団体にお問い合わせください。)

## 【利子補給】

- \* 復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)を受けられます。

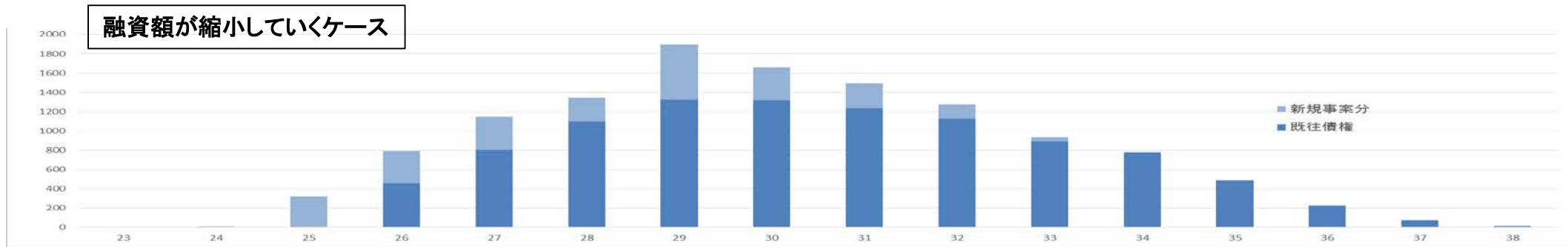
【別添1】

利子補給金推移表



(単位:百万円)

会計年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
融資計画額	310	75,090	60,248	63,671	63,352	39,836	72,000	51,594	51,594	51,594						
新規事案分	0	7	315	335	346	247	571	344	275	275	248					
既往債権			0	458	800	1,096	1,320	1,315	1,231	1,127	1,012	1,138	823	524	264	49
計	0	7	315	793	1,146	1,343	1,891	1,659	1,506	1,402	1,261	1,138	823	524	264	49



(単位:百万円)

会計年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
融資計画額	310	75,090	60,248	63,671	63,352	39,836	72,000	51,594	30,000	10,000						
新規事案分	0	7	315	335	346	247	571	344	264	150	48	0	0	0	0	0
既往債権			0	458	800	1,096	1,320	1,315	1,231	1,127	887	777	484	224	70	10
計	0	7	315	793	1,146	1,343	1,891	1,659	1,495	1,277	935	777	484	224	70	10



- 利子補給額に関して、融資計画額は平成28年度まで確定している。融資額が一定で推移するケースでは、平成30年～32年度は、平成27年・28年度の平均額で推移すると仮定。一方、融資額が減少するケースでは、同期間に融資額が漸減していくと仮定。
- 新規事案分、既往債権分については、予算策定時に未確定か、確定かで区分している。

## 【別添2】

### 復興特区支援利子補給金に係る雇用創出の計画及び実績

採択年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
① 事業者数	1	24	32	35	28	31	151	
うち完了報告書提出件数	1	16	12	11	1	0	41	
② 雇用維持・新規計画者数(人)	25	7,674	6,738	7,081	5,404	4,721	31,643 ※	
融資実行済みの雇用維持・新規計画者数(人)	25	7,674	6,738	7,081	5,404	2,782	29,704	
完了報告書提出分	雇用維持・新規計画者数(人)	25	3,872	1,960	1,472	43	0	7,372
	雇用維持・新規実績数(人)	26	4,522	1,883	1,493	46	0	7,970
③ ②の雇用者数のうち新規雇用計画者数(人)	1	1,540	1,671	1,260	2,077	637	7,186	
完了報告書提出分	新規雇用計画者数(人)	1	1,136	716	239	43	0	2,135
	新規雇用実績者数(人)	2	1,709	749	263	46	0	2,769

※平成29～32年度は平成29年度の8,000人から平成32年度の2,000人まで減少するものと仮定。平成23～32年度までの累計は51,643人≒5.2万人となる。

### 【参考】雇用一人当たりの利子補給金額

	①利子補給金(5年間の総額)百万円	②新規雇用実績者数(人)	①/②(百万円/人)
完了報告書提出(41件分)	1,715	2,769	0.62
うち他の補助金との併用(24件分)	1,045	2,341	0.45
うち利子補給のみ(17件分)	669	428	1.56

## 【別添3】

金融機関別の貸出金利状況(日本銀行 統計資料 2017年2月実績)

	全国	東北
国内銀行	0.958%	1.135%
都市銀行	0.860%	—
地方銀行	1.021%	0.973%
第二地方銀行	1.223%	1.297%
信用金庫	1.580%	1.973%